

事務連絡
令和2年4月15日

各
〔都道府県
指定都市
中核市〕
障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス事業所等及び医療的ケア児等のご家庭に対する
手指消毒用エタノールの優先供給に係る留意事項について

障害福祉サービス事業所等及び医療的ケア児等（在宅で生活している医療的なケアが必要な障害者や重症心身障害児者を含む。以下同じ。）のご家庭における手指消毒用エタノールの優先供給につきましては、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について（改定）」（令和2年4月13日付け厚生労働省医政局経済課ほか事務連絡）が発出され、5月分の需要量について、都道府県からの要請を受け付けることが周知されました。

つきましては、障害者入所施設や障害児入所施設のほか、居宅介護事業所や重度訪問介護事業所等の障害福祉サービス事業所等に対し、当該優先供給の要請を受け付けておりますので、必要に応じて、当該優先供給スキームの活用をご検討くださいますようお願いいたします。

また、医療的ケア児等のご家庭に対しては、引き続き、市中での入手が困難との声があり、医療的ケア児に対しては、全体の優先供給に先立って3月13日及び3月24日に国から配布した分では不足する可能性もあるため、都道府県においては、管内市町村とも連携しながら、効率的な方法でご家庭の状況をよく把握し、必要に応じて当該優先供給スキームの活用をご検討くださいますようお願いいたします。

なお、優先供給スキームを活用した手指消毒用エタノールの調達に係る費用については、国からの補助を可能とするため、令和2年度補正予算案の「障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援事業」において必要な予算を計上していることを申し添えます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
TEL：03-5253-1111（内線 3148）
FAX：03-3591-8914
E-mail：houreishougaiiaa@mhlw.go.jp